

外部評価結果報告書

平成30年11月

佐野市外部評価委員会

目 次

1. はじめに 1
2. 外部評価を行う事務事業の選定 2
3. 外部評価対象事業 2
4. 佐野市外部評価委員会 委員名簿 .. 2
5. 佐野市外部評価委員会 会議経過 .. 3
6. 評価結果 3

1. はじめに

平成23年度から事務事業改革改善プロジェクトの一環として開始した外部評価ですが、事務事業の見直しが市民サービスに特に影響を与えると想定される事業や、内部評価で今後の方向性が分かれた事務事業の中から、私たち5名が事業を選定し、平成24年度まで合計28事務事業の外部評価を行い、その結果を報告書としてまとめてきました。

また、平成25年度からは委員会として引き続き実施し、平成29年度まで合計47事務事業の外部評価を行い、その結果を報告書としてまとめてきました。

平成30年度につきましては、限られた時間の中で、事務事業の現状や課題を把握し、それぞれ異なる知識や経験を有する委員が、市民の視点から広く意見を交換し合い、事業の改善策や意見等を提示して、この度、事務事業の方向性を報告書としてまとめました。

この評価結果が、今後の事務事業の見直しに役立つよう期待するとともに、市民のための改善が行われ、魅力ある安定したまちづくりを目指して、今後も行政経営が行われることを期待しています。

最後に外部評価委員会にご対応いただいた担当者をはじめ、関係者のご協力に対し、委員一同感謝申し上げます。

佐野市外部評価委員会	委員長	中田	裕久
	副委員長	大崎	映二
		川副	令
		小暮	文夫
		松永	安優美

2. 外部評価を行う事務事業の選定

事務事業の見直しは、事務事業ごとに、総合計画政策体系との整合性や事務事業の目的、目標、事業コストなどの評価結果を踏まえて改革改善の方向性を検討しています。

佐野市外部評価委員会では、内部評価による改革改善の方向性が市民サービスに特に影響を与える事務事業や、さまざまな課題を抱える事務事業について協議を行い、今後の事務事業の改革改善に活かせるよう、見直しの方向性を示します。

以上の考えを踏まえて、事務局と協議し、選定した次の事業を佐野市外部評価委員会において、外部評価を行う事務事業としました。

3. 外部評価対象事業

No.	施策名	基本事業名	事務事業名	担当課・係
1	政策体系外	-	受益者負担適正化事業	行政経営課 行政経営係

4. 佐野市外部評価委員会 委員名簿

(50音順)

委員氏名	職業・経歴等	備考
大崎 映二	<ul style="list-style-type: none"> ・行政アドバイザー ・一般社団法人日本経営協会 専任講師 ・元東京都東久留米市子ども家庭部長、教育委員会教育部長を歴任 	副委員長
川副 令	<ul style="list-style-type: none"> ・佐野日本大学短期大学 総合キャリア教育学科 教授 	
小暮 文夫	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社 田園都市設計 所長 ・技術士(都市及び地方計画) ・一級建築士 	
中田 裕久	<ul style="list-style-type: none"> ・ナカダイテック株式会社 代表取締役 ・栃木県NPO協会 顧問 ・NPO法人パブリックサポートセンター 理事長 	委員長
松永 安優美	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法人 聖生会 理事長 ・社会福祉法人 裕母和会 会長 ・獨協医科大学 臨床教授 ・医師 	

5. 佐野市外部評価委員会 会議経過

会議回数	期 日	会 議 内 容
第1回	平成30年 6月19日(火)	・平成29年度外部評価対象事業の検討結果について ・平成30年度外部評価対象事業について ・受益者負担を取巻く現状について
第2回	平成30年 7月3日(火)	・第1回外部評価委員会の総括 ・減額・免除のあり方について
第3回	平成30年 7月23日(月)	・第2回外部評価委員会の総括 ・新たに検討する受益者負担について ・全体総括

6. 評価結果

本市における受益者負担は、旧佐野市・田沼町・葛生町の合併時に、手数料については統一し、施設使用料については、合併後に調整することとなりましたが、全庁的な見直しはこれまで行われておりません。

そのため、当委員会において、本市の受益者負担のあり方について3回の外部評価委員会を実施したところ、受益者負担を見直すことは、市民へさらなる負担を強いる恐れもあり、市民生活に影響を及ぼしかねないとの意見がありました。しかし、合併後、全庁的な見直しが行われていないこと、受益者負担に関する統一的な基準が示されていないことから、公平性の確保を主眼に、受益者負担の適正化を図っていくべきものという結論に至りました。

そこで、委員会の中で5人の委員の多様な視点から慎重に検討し、受益者負担の適正化を進める上での考え方や留意していただきたい事項をまとめましたので、次の通り提言します。

・受益者負担については、負担の公平性を確保する観点から、統一した基準により算定することとし、その基準の内容については、誰にでもわかりやすい内容にしてもらいたい。また、社会情勢や市民ニーズを反映させるため、定期的に見直しをしてもらいたい。

・徴収した使用料については、施設の修繕や改修費用として活用し、より一層の市民サービスの向上に努めてもらいたい。

・施設使用料を検討するにあたっては、算定対象とする経費を定め、個々の施設の公益性や必要性も加味した料金設定を行ってもらいたい。

・社会情勢や市民ニーズは常に変化していくことから、そのサービスが民間で代替できるサービスかどうかの検討を行うとともに、代替できるサービスについては廃止も検討してもらいたい。

・類似施設でありながら、地域間で施設使用料の料金設定が異なっている施設が見受けられるため、同種同規模の施設である場合は、使用料の均衡が保たれるよう努めてもらいたい。なお、立地条件等を勘案し地域間で差を設ける場合は、合理的な理由に基づいて料金を設定するものとしてもらいたい。

・幅広く減額・免除が適用されているように見受けられるが、減額・免除は、公平性の観点から考えると、特例の扱いとなることから、全庁的に統一した基準により厳格な減額・免除の適用に努めてもらいたい。

・現在、一部使用料・手数料について、一定の要件を満たすと無料としている事例が見受けられるが、負担の公平性を確保するためにも、原則的には有料とし、必要な場合にのみ減額・免除を行ってもらいたい。また、減額・免除の基準は、誰でも同じ運用ができるような基準とし、政策的に減額・免除しているものも一定期間が経過した後、その必要性について再度検討してもらいたい。

・新たな受益者負担については、他市の状況を鑑みて本市でも調査研究するとともに、利用者へ負担を強いることとなるため、まずは市の歳入・歳出の見直しや債権管理の条例整備等に努めてもらいたい。

最後になりますが、受益者負担の適正化を図ることは、市民生活への影響も考えられ、容易に行えることではありません。しかし、本市の受益者負担が適切なものであるか検証していくためにも、早急に取り組まなければならない課題です。

今回提言した事項については、基準を作成する際の参考としてもらいたいと思います。

外部評価委員会としても、今後も必要に応じて提言するとともに、今後の行政のご尽力を期待して、本報告書の結びとさせていただきます。